

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について

令和5年3月10日
山口県新型コロナウイルス
感染症対策本部
(危機管理チーム)

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、全国的に新規感染者数が減少傾向にあり、本県においても、年明け第1週をピークに減少傾向にある。

本県においては、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、国の基本的対処方針が変更された。

【国の基本的対処方針における主な感染防止策の方針】

- 基本的な感染対策とは、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等。
「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）の着用が効果的である場面などを示す。
 - ① 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨。
 - ・医療機関受診時、医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・混雑した電車やバスに乗車する時（新幹線・高速バス等を除く）
 - ② 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、マスクの着用を推奨。
 - ③ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用。

④ 医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨。

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

- 「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用する。
- 各業界団体においては、業種別ガイドラインの見直しを行い、現場や利用者へ周知する。
- 学校における取組については、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とし、令和5年4月1日より適用する。
- 保育所・認定こども園等における取組については、2歳未満児のマスク着用は奨めない。2歳以上児についても、マスクの着用は求めないこととし、令和5年3月13日より適用する。

【国の基本的対処方針等における都道府県の主な取組】

- イベント等について、特措法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。
 - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する。
- 感染拡大の兆候やイベント等におけるクラスターの発生があった場合、人数制限の強化等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すこと。
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。
- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図ること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、地域の実情に応じて、特措法第24条第9項に基づく措置等を講ずること。
- 特措法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、3月13日以降、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、こまめな手洗い・手指消毒や十分な換気など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策を徹底するよう要請。
なお、マスクの着用については、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とし、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面等では、マスクの着用を推奨。

- 外出の際には、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守している施設等を利用するとともに、事業者から求められる感染防止対策に協力するよう要請。また、外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用するよう要請。
- 発熱や咳など、少しでも感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、マスク着用の考え方等について、国の直近の方針が反映された業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。
- 飲食店の感染防止対策を県が定める基準により認証する、やまぐち安心飲食店認証制度を活用した感染防止対策を実施。

(3) 学校等の対応

- ア 公立学校（幼小中高特）** ※4月1日以降の対応については、今後の国の通知を踏まえて検討する予定。
 - 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
 - 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
 - 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
 - 集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
 - 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を継続。

イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、各地域の実情に応じて、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、マスク着用の考え方等について、国の直近の方針が反映された業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。

また、本県の感染状況について、レベル3への移行が見込まれる場合は、県有施設の休館や県主催イベントの中止又は延期等を検討。

<イベント開催制限等>※国事務連絡より抜粋

	感染防止安全計画策定	その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率上限	100%	100%

※安全計画策定は参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、マスク着用の考え方等について、国の直近の方針が反映された業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 参加人数5,000人超かつ収容率50%超のイベントの感染防止安全計画の確認に対応。

- 感染防止安全計画を策定しないイベントについて、イベント主催者等が、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成・公表・保管するよう周知。

(5) 感染状況や保健医療の負荷の状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況や保健医療の負荷の状況等を把握するため、各レベルの判断目安となる事象及び指標を設定し、継続的にモニタリングを実施。
- 専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」の意見等を踏まえ、レベル(1～4の4段階)を総合的に判断。

<レベル判断の目安>

レベル	指標	事象（感染状況及び保健医療の負荷の状況）
1 感染 小康期	【病床使用率】 概ね0～30%	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者数が低位で推移又は徐々に増加 ・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい
2 感染拡大 初期	【病床使用率】 概ね30～50%	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者数が急速に増え始める ・外来患者数が急増し、負荷が高まり始める ・救急外来患者数が増加 ・病床使用率が上昇傾向
3 医療負荷 増大期	【病床使用率／ 重症病床使用率】 概ね50%超	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生 ・外来患者が殺到し、重症化リスクの高い方がすぐに受診できない ・救急搬送困難事案が急増 ・入院医療の負荷が高まる
4 医療機能 不全期	【病床使用率／ 重症病床使用率】 概ね80%超	<ul style="list-style-type: none"> ・想定を超える膨大な数の感染者が発生 ・通常外来を含め外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・入院医療がひっ迫 ・通常医療を大きく制限

※レベルの判断にあたっては、社会経済活動の状況なども勘案

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。

3 感染拡大に備えた対応

(1) 検査体制の強化等

- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備するとともに、地域の診療所等が行う抗原定性検査を積極的に活用。
- 感染状況等を踏まえ、重症化リスクの高い者が入所・利用する高齢者施設等における抗原定性検査キットを活用した頻回検査を実施。
- 新規陽性者に関するゲノム解析など、変異株に対する監視体制を強化。

(2) 医療提供体制の拡充

- 全ての陽性者が症状等に応じ、安心して療養できるよう、入院や宿泊療養及び自宅療養体制を確保。
- 想定を超える感染爆発が発生した場合における緊急時用病床の運用、臨時の医療施設の開設。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の感染・発症予防や重症化予防に効果が期待されるワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないように、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査の活用

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を継続できるよう、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を活用。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を適用せず、強い行動制限を要請。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民に対し、検査受検を要請するとともに、薬局等での検査体制を活用し、検査を実施。

(8) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

- 新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本とする。
- 感染が著しく拡大し、保健医療への負荷が高まった場合には、感染拡大防止措置や業務継続体制の確保等に係る対策を強化する。
- レベル3「医療負荷増大期」においては、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」による、県民や事業者への情報発信の強化や、より慎重な行動の協力要請・呼びかけ、業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけ等を検討・実施。
- レベル3「医療負荷増大期」において、急速な感染拡大が生じている場合や、医療ひっ迫防止対策強化宣言に基づく対策を講じても感染拡大が続く場合は、レベル4「医療機能不全期」になることを回避するため、「医療非常事態宣言」による、県民や事業者への人との接触機会の低減に関するより強力な要請・呼びかけ等を検討・実施。